

第4回公民館のコミュニティセンター化検討部会

日時 令和元年12月23日(月)
午後1時30分～午後3時30分
場所 浜田市役所4階 講堂AB

1 開 会

2 部会長あいさつ

3 議題

(1) 検討事項に関する意見について

(2) 検討事項について

(3) 今後の予定について

12月25日(水) 第3回条例検討委員会・・・部会の経過報告

1月22日(水) 第5回公民館のコミュニティセンター化検討部会

2月21日(金) 第6回公民館のコミュニティセンター化検討部会

4 その他

5 閉 会

公民館のコミュニティセンター化検討部会名簿

1 部会委員

(敬称略・順不同)

No.	区 分	所 属	役 職	氏 名	備考
1	識見者	島根県立大学しまね地域研究センター	客員研究員	長 畑 実	部会長
2	関係行政機関	浜田市社会教育委員の会	会 長	富金原 完	副部会長
3	地区まちづくり 推進委員会	美川地区まちづくりネットワーク	会 長	大 谷 弘 幸	
4		今福地区まちづくり推進委員会	委 員	岩 崎 敏	
5		都川地区まちづくり推進委員会	会 長	新 森 増 美	
6		安城地区まちづくり推進委員会	委 員	岡 本 薫	欠席
7		三隅自治区まちづくり会議	会 長	齋 藤 正 美	
8	公民館	長浜公民館	館 長	瀧 口 嘉 輝	
9		波佐公民館	館 長	楨 田 浪 子	
10		市木公民館	館 長	尾 崎 光 政	
11		杵束公民館	館 長	日下田 周 之	
12		黒沢公民館	館 長	三 浦 博 美	

2 浜田市

No.	職 名	氏 名	備考
1	政策企画課長	岡 橋 正 人	
2	企画係長	大 屋 一 幸	
3	企画係 主任主事	原 田 美由紀	

3 事務局

No.	職 名	氏 名	備考
1	まちづくり推進課長	邊 寿 雄	
2	地域づくり推進係長	上 野 晃	
3	地域づくり推進係 主事	野 津 聖	
4	地域づくり推進係 主事	山 藤 通 子	
5	生涯学習課長	村 木 勝 也	
6	生涯学習係長	古 城 崇 浩	
7	生涯学習係 主任主事	藤 井 雄 也	
8	派遣社会教育主事	小 川 豊	
9	派遣社会教育主事	三 浦 洋 子	
10	図書館係 主事	喜代吉 鏡 子	
11	金城支所防災自治課長 (金城分室長)	原 田 俊 治	
12	地域振興係長	森 川 学	
13	教育振興係長	岩 崎 久 佳	
14	旭支所防災自治課長 (旭分室長)	佐々尾 昌 智	
15	地域振興係長 (教育振興係長)	稲 田 誠	
16	弥栄支所防災自治課長 (弥栄分室長)	三 浦 一 美	
17	地域振興係長 (教育振興係長)	田 中 健	
18	三隅支所防災自治課長 (三隅分室長)	小 松 寿 興	
19	地域振興係長 (教育振興係長)	田 倉 大 輔	

コミセン化に関する検討事項・浜田自治区

- ・先に提出した館長、主事の「コミセン化に関する意見、要望」に対して何の回答、反応もない。これでは何のために皆で考えたのか意味がない。きちんとした回答がほしい。
- ・同様に今回の「検討事項」についても主事の中には「何か言っても同じことでしょ」という空気がある。
- ・自治区、または市全体の館長、主事に対して地域政策部、市教委から「コミセン化」の現状、今後の具体的な見通しについて説明してほしい。公民館の休館を避けるために土・日の開催を望む。可能な限り早急に開催してほしい。
- ・コミセン化に当たり主事の増員を望む。町づくり専任2名。事務主事2名。行政窓口担当1名。
- ・パート主事を廃止、全員主事として3人以上の配置を望む（小規模の館でも）
- ・社会教育主事、社会教育士の資格取得が望まれているが、現状では取得後の優遇措置が講じられていないため意欲がわからないし、館長としても勧められない。
- ・浜田自治区と周辺自治区で使用料が異なる。統一を検討すべき。
- ・減免規定について表現が曖昧。分かりやすい表現に改めてほしい。
- ・休館、鍵対応がバラバラすぎる。可能な限り統一してほしい。
- ・運営は直営を望む。
- ・名称は「公民館」が法定ではないのか。
- ・市長部局に移転して町づくりと社会教育が並立可能なのか。無理だと思われる。
- ・運営費が不足。

(裏面あり)

- ・町づくり推進課から各地域の町づくり委員会や各種団体に渡されている資金を公民館が預かる。公民館職員が各種団体から事業計画を出してもらう。その内容に応じて協議の上それぞれに配分する。
- ・この項目は館長会では「主事が事業を選択したり、配分額を決定するのは大変すぎる」などの意見が出され意思統一はされなかった。

金城自治区（情報共有、意見集約）

日時：令和元年 12 月 10 日（火）

午後 1 時 30 分～3 時 30 分

場所：雲城公民館

1：条例及び規則に規定されている事項

◎関連する検討事項等の意見

項目①～②は意見無し

項目③管理

- ・益田市のように二枚看板（市長部局と教育委員会）両方あってよいと思う。理由は、学校と地域の問題。「地域ぐるみで子どもをはぐくむ」という共育の基本理念を大事にする。
- ・学校とのかかわりをスムーズに出来る体制をなくさないこと。

項目④業務（事業）

- ・まちづくりの支援とか、地域の状況に応じた支援とか…の支援という言葉が具体的でなくあいまいなので不安である。
- ・既存のまちづくり委員会の位置づけをきちんと明確にし、存続させること。

項目⑤職員

- ・連携主事は大切である。まちづくりの主事も…となればスケールが大きくなる。連携主事は良く分かった人がよい。この部分に市の職員が入っても良いのではと思う。
- ・行政的なこと、地域のことなど総合的に見れる人であることが必要。
- ・ここ大事な所である、市の職員が良い。

◇項目⑥～⑧は話がすすんでから検討。

項目⑨使用料の減免

- ・必要である

項目⑩使用許可

- ・使用料と合わせて対応する。

項目⑪運営推進委員

- どういう位置づけになるか？ である。
- 会議の開催は必要である。
- 両方見れる人が良い、人選が難しい。

項目⑫運営方式

- 直営がよい。

2：条例及び規則に規定されていない事項

◎関連する検討事項等の意見

項目①社会教育の推進体制

- 市長部局、教育委員会がかかわっていく一つの在り方。
公民館がかかわる研修は必要。
- まちづくりの関わる研修は、非常に大事である。今までのまちづくり委員会の研修はどうであったのかを知りたい。

項目③公民館職員の育成

- 公民館職員の育成は大事である。

公民館のコミュニティーセンター化に関連する検討事項(追加)

旭公連

項 目	関連する検討事項
③管理	予算
④業務(事業)	まちづくりを行う上での課題の整理 子育て関係機関、観光や産業等関係部署との連携
⑤職員	人件費の積算
⑦開館時間 休館日	コミセンの場合は当然土、日、夜間が多くなる。 あまり細かいことを言及せず各館に任せてほしい。 深夜勤務は?
⑪運営推進委員	まちづくりの役員体制の中での位置づけが必要 地区内での組織体制の整理統合が必要
⑫運営方式	まずは直営。準備が完全に整えば指定管理
その他	公民館保険(それに代わるものでも同内容のもの)の継続

各公民館、関係機関からの意見です。

公民館のコミュニティセンター化に関連する関連事項に関する意見等

令和元年 12 月 13 日
弥栄地区代表館長
杵束公民館 日下田 周之

第 3 回コミュニティセンター化検討部会で配布された資料 5 にもとづく検討結果を以下のとおり報告します。

検討にあたり認識すべき事

自治区制廃止の措置として、「公民館機能を充実する」という流れがあったと思う。自治区制廃止については、反対していたところも、前に進もうと納得していると思われるが、これまでの流れについては、なし崩し感が否めない。

協働のまちづくりを進めるとしても、これまでの公民館とまちづくりでも良いのではないかの疑問があり、コミセン化するメリットがまだ浸透していない。

- ・活力ある地域社会の実現
- ・協働のまちづくりの推進

を目的に市全体が一丸となって未来志向で進める事が大切と考えるが、条例や組織を変えるのは手段であって目的では無い。コミセン化する事で公民館とまちづくり委員会が変貌しないと意味が無い。

市街部の公民館は郡部と異なり、公民館とまちづくりの距離があるように思える、郡部も市街地も同時に進めるには困難が予想される。既に各公民館の館長と主事が集まり、実態を紹介しあったが、地域の違いによる課題などまだ理解している状況にはなっていないので各地区の現状を把握し共有する必要がある。

1. 関連する検討事項について

- ① 特になし
- ② コミュニティセンターの名称は違和感がある。
- ③ 教育委員会の関わり方を早めに明確にして欲しい
- ④ 公民館の事業の基本を残す
- ⑤ 特になし
- ⑥ まちづくの支援に係る土日及び夜間等の勤務への対応は必要と考える。
若年層の参画を促すには 土日及び夜間等の対応は必要。
勤務条件の整理が必要。超勤、祝日手当も導入。

- ⑦ 特になし
- ⑧ 特になし
- ⑨ 特になし
- ⑩ 特になし
- ⑪ 公民館運営推進委員はまちづくりと統合する。
- ⑫ 運営方式は今後時間かけて検討すべし。

条例以外

- ① 社会教育の推進体制 記載事項に賛成
- ② 記載事項に賛成
- ③ 記載事項に賛成、加えて社会教育主事の資格もった職員の全国公募も検討する必要がある。

第4回目の「コミュニティーセンター化」検討部会に向けての検討事項について

- ・ まず、コミセンは何をする施設にするのでしょうか。
- ・ 現在の公民館の業務に、まちづくり委員会の業務を上乗せするのでしょうか。
- ・ そうだとするのでしたら、今の三隅自治区は既にそのようになっていますが。
- ・ 公民館が、まちづくり委員会を支援するかのような文面が、色々な場面出てきますが、支援ではなく本体そのものになっています。
- ・ また、まちづくり委員会を浜田市はどのように捉えているのでしょうか。
- ・ 例えば、自治会活動を少し大きくした形をイメージされていますか。
- ・ 公民館活動を大きく捉え、地域づくりを含めて担当する場所とかわかっていますか。
- ・ 地域によって違うとは思いますが、同じラインに揃えないと、これまでのまちづくり委員会の立ち上げのように、同じ轍を踏みかねないと思います。
- ・ 一本の条例の下に取り組むこととなれば、当然同じスタートラインに着く必要性があると思います。➡ 色々と言う余地はないと考えます。
しかし、地域性や地域事情もありますので、やるのが大きいとか、小さいとか又早いとか遅いとかはお互いに認め合うという精神はもち合わせねばならないことは当然であります。
- ・ いずれにしても、会議のための会議になってはならないと考えます。
- ・ かんかんがくがく議論をし、答えを見出す方式で会議をしないと地に足がつかない現実離れの結果にしかなりかねません。

こんな感じを持っています。このあたりの整理がついてから本題に入らないと、どこに向かうものなのか不安です。

令和元年12月3日

黒沢公民館 館長 三浦 博美

公民館のコミュニティセンター化に関連する事項

1 条例及び規則に規定されている事項

項目	浜田市（公民館）	周南市（市民センター）	坂井市（コミュニティセンター）	関連する検討事項等	委員からの意見等
① 設置目的	<p>社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。）第 20 条の目的を達成するため、法第 24 条の規定に基づき浜田市立公民館（以下「公民館」という。）を設置する。</p> <p>※社会教育法第 20 条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>地域の特性に応じた主体的かつ総合的な地域づくりを促進するとともに、一人ひとりの主体的な学びとしての生涯学習を推進することにより、活力ある持続可能な地域社会の実現を図るため、周南市市民センター（以下「センター」という。）を設置する。</p>	<p>坂井市まちづくり基本条例の理念に基づく市民と行政による協働のまちづくりを推進し、個性豊かで活力のある地域社会の実現に寄与するとともに、市民の地域づくり活動及び社会教育推進・生涯学習活動の拠点として、また、市民相互の交流を促進する場として坂井市コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（位置づけ） センターは、社会教育法第 21 条に基づく施設とみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的等の整理 <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活力ある地域社会の実現 ・協働のまちづくりの推進 <p>公民館が果たす機能・役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体のまちづくりの支援 ・社会教育・生涯学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育法に基づく公民館の位置づけ 	<p>（地域によって現状や課題が異なることを共有する必要がある） （一つの条例で定める以上、同じスタートラインにつく必要がある）</p>
② 名称等	<p>名称 公民館 施設数 26 館（分館 9 館）</p>	<p>名称 市民センター 施設数 36 館</p>	<p>名称 コミュニティセンター 施設数 23 館（分館 3 館）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 	<ul style="list-style-type: none"> ・「公民館」が法定ではないか ・コミュニティセンターの名称には違和感がある
③ 管理	<p>公民館の管理は、教育委員会が行う。</p>	<p>（規定なし）※市長部局が管理</p>	<p>（規定なし）※市長部局が管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市長部局が所管する場合の教育委員会の関わりや連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・共育の理念を大事にするため、2 枚看板（市長部局と教育委員会）両方あってよい ・学校との関わりをスムーズにできる体制をなくさないこと ・教育委員会と市長部局の関わり方を明確にする
④ 業務（事業）	<p>公民館は、法第 20 条の目的達成のために、おおむね次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 定期講座を開設すること。 (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 (5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。 (6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。 	<p>センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域づくりの支援に関する事業 (2) 生涯学習の推進に関する事業 (3) 各種団体、組織及び機関等の連携に関する事業 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業 	<p>センターは、次に掲げる事業等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 協働のまちづくりを推進し、市民が行う自主的な地域づくり活動を支援する事業 (2) 社会教育法第 22 条に規定する事業 (3) 市民の交流を促進し、コミュニティの形成に資する事業 (4) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業 (5) その他市長が必要と認める事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの支援に関する事業の内容 →地域の状況に応じた支援（まちづくりを行う上での課題の整理） ・社会教育、生涯学習の推進に関する事業の内容 →基本的には現在の事業がベース 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりを行う上での課題 →担い手・人材不足 子育て関係機関、観光や産業等関係部との連携 ・「支援」の内容を具体的に示す必要がある ・公民館の事業の基本を残す ・コミュニティセンターは何をする施設かを明確にする ・公民館は「支援」ではなく本体そのものになっている館もある <p>（まちづくり委員会の位置づけを明確にして存続させること）</p>

項目	浜田市（公民館）	周南市（市民センター）	坂井市（コミュニティセンター）	関連する検討事項等	委員からの意見等																												
⑤ 職員	<ul style="list-style-type: none"> 館長 主事 その他の職員 	<ul style="list-style-type: none"> 所長 主事 その他の職員 ただし、指定管理者が管理を行うセンターについては、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティセンター長（以下「センター長」） その他必要な職員（以下「センター職員」） 	<ul style="list-style-type: none"> 館長のフルタイム化及びそれに伴う人材確保 配置人員の考え方 連携主事の役割及び人材確保 	<ul style="list-style-type: none"> 館長・主事ともに地元選出が望ましいが、地域外採用も検討が必要 主事の増員が必要 パート主事の廃止 連携主事は、行政的なことや地域のことを総合的に判断できる人がよい＝市職員がよい 																												
⑥ 職務	館長は、公民館の行う各種事業の企画、実施その他必要な事業を行い、所属職員を監督する。 主事その他の職員は、館長の命を受け館務に従事する。	(規定なし)	センター長は、上記事業を達成するため、市長の命を受けて、事務を掌握し、センター職員を指揮監督する。 センター職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりの支援に係る土日及び夜間等の勤務への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 深夜勤務の対応 若年層の参画を促すには土日や夜間等の対応は必要 →勤務条件の整理 超勤、祝日手当の導入 																												
⑦ 開館時間及び休館日	開館時間 ・9:00～21:00 （浜田：日曜日は、17:00まで） 休館日（共通） ・祝日 ・12月29日～1月3日 休館日（自治区別） ・浜田：第1・3日曜日 ・三隅：日曜日（三隅公民館の体育館を除く） ・他：土曜日及び日曜日	使用時間 ・8:30～22:00 休館日 ・12月29日～1月3日	使用時間 ・8:30～21:30（準備・片付け時間を含む） 休館日 ・祝日 ・12月29日～1月3日 ・第3日曜日	<ul style="list-style-type: none"> 開館時間と休館日の整理 ※配置人員とも関連 	<ul style="list-style-type: none"> 休館や鍵対応がバラバラ →可能な限り統一すべき コミセンの場合は、当然、土日夜間の業務が多くなる →各館の裁量で対応できるように 																												
⑧ 使用料	使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が後納を認めるときは、この限りでない。 使用料規定のある公民館 ・美又公民館 ・久佐公民館 ・小国公民館 ・波佐公民館 ・三隅公民館（体育館のみ） ※部屋ごとに使用料の額を設定している。 ※全館、使用料とは別に「実費弁償」として冷暖房費等の実費を徴収している。	使用者は、別表に定める使用料の合計金額を前納しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、国若しくは公共団体が使用するとき、又は市長が認めるときは、後納することができる。 (主な使用料) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50㎡未満</td> <td>150円</td> <td>230円</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>50㎡以上</td> <td>640円</td> <td>930円</td> <td>930円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>550円</td> <td>800円</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table> ※別に冷暖房費や附属設備費の規定あり。 ※営利目的等の場合には加算あり。	施設	午前	午後	夜間	50㎡未満	150円	230円	230円	50㎡以上	640円	930円	930円	調理実習室	550円	800円	800円	市長は、施設の使用を許可する場合において、別表に定める使用料を徴収するものとする。 (使用料) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1時間当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50㎡未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>50㎡以上100㎡未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>100㎡以上200㎡未満</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>200㎡以上300㎡未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>300㎡以上</td> <td>900円</td> </tr> </tbody> </table> ※別に附属設備費の規定あり。 ※営利目的等の場合には加算あり。	区分	1時間当たり	50㎡未満	100円	50㎡以上100㎡未満	200円	100㎡以上200㎡未満	300円	200㎡以上300㎡未満	500円	300㎡以上	900円	<ul style="list-style-type: none"> 使用料の取り扱いの統一化 金額設定 	<ul style="list-style-type: none"> 使用料の統一を検討すべき
施設	午前	午後	夜間																														
50㎡未満	150円	230円	230円																														
50㎡以上	640円	930円	930円																														
調理実習室	550円	800円	800円																														
区分	1時間当たり																																
50㎡未満	100円																																
50㎡以上100㎡未満	200円																																
100㎡以上200㎡未満	300円																																
200㎡以上300㎡未満	500円																																
300㎡以上	900円																																

項目	浜田市（公民館）	周南市（市民センター）	坂井市（コミュニティセンター）	関連する検討事項等	委員からの意見等
⑨ 使用料の減免	<p>教育委員会は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>[免除]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市又は教育委員会が主催又は共催する行事 ・設置目的に沿って市内の公共的団体が使用 ・保育所や学校等が保育や教育目的で使用 <p>[5割減免] 市以外の官公庁や大学等 [3割減免] 市又は教育委員会の後援</p>	<p>[免除]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市又は教育委員会が主催又は共催する行事 ・市内の幼児、小中学生で組織される団体の使用 <p>[5割減免]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市又は教育委員会の後援行事 ・公益上必要と認める場合（5割以下の減免） 	<ul style="list-style-type: none"> ・減免基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・減免規定が曖昧 ・減免は必要
⑩ 使用許可	<ul style="list-style-type: none"> ・事前申請、事前許可（必要に応じて条件付加） ・次の場合には許可しない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第23条に定められた行為又は集会 (2) 社会教育上不適当と認められる催し又は集会 (3) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがある催し又は集会 (4) 暴力団等の利益になると認められる催し又は集会 (5) その他公民館の管理運営上支障があると認められる催し又は集会 <p>※社会教育法第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。 <p>2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前申請、事前許可（必要に応じて条件付加） ・次の場合には許可しない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 法の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき (2) センターの建物、附属設備、備品等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前申請、事前許可（必要に応じて条件付加） ・次の場合には許可しない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき (2) 危険物を使用するもので、火災、事故等発生のおそれがあると認められるとき (3) 施設又は設備若しくは器具を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき (4) 集团的又は常習的に暴力又は不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき (5) 入場料の徴収及び物品の販売又はこれに類する行為を行うおそれがあると認められるとき。ただし、市長が認める場合には、この限りでない (6) その他施設等の管理に支障があるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用制限（許可条件）の緩和 ・物品の販売を含む営利事業（営利の定義づけ） ・政治的、宗教的な利用 ・飲酒の取り扱い ・関係団体への事務スペースの提供 <p>※社会教育法に基づく公民館とする場合、法第23条の禁止行為について整理が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料と合わせて対応する

項目	浜田市（公民館）	周南市（市民センター）	坂井市（コミュニティセンター）	関連する検討事項等	委員からの意見等
⑪ 運営推進委員	社会教育法第 22 条に規定する事業を円滑に推進していくために、各地区の公民館に公民館運営推進委員を置くことができる。 委員は 20 人以内とする。	連絡会議を設けて地域の意向を運営に反映 (地区ごとに自由な組織形態)	センターにコミュニティセンター運営協議会を置くことができる。 センター事業の企画運営について協議する。 (構成員) ・まちづくり協議会 ・地区区長会（連合自治会・自治会長会） ・社会教育関係者 ・学校教育関係者 など	・公民館運営推進委員の役割整理	・運営推進委員の位置づけ ・会議の開催は必要 ・(社会教育とまちづくりの) 両方の面倒を見ることができる人がよいが、人選が難しい ・まちづくりの役員体制の中での位置づけが必要 ・地区内での組織体制の整理統合が必要 ・運営推進委員はまちづくりと統合
⑫ 運営方式	直営	センターの設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせることができる。	直営 ※指定管理等は検討課題	・将来的な委託を目指す検討体制（後述の評価検証組織とも関連） 今後の研究課題 ・委託方式 ・委託先	・直営がよい (2) ・まずは直営 →準備が整えば指定管理 ・運営方式は時間をかけて検討

2 条例及び規則に規定されていない事項

項目	浜田市（公民館）	周南市（市民センター）	坂井市（コミュニティセンター）	関連する検討事項等	委員からの意見等
① 社会教育の推進体制	・教育委員会生涯学習課が所管 ・県の派遣社会教育主事を配置 (2 名) ・公民館主事の社会教育主事の資格取得を支援	・教育委員会生涯学習課が所管 ・主事に対して生涯学習主事を併任 ・センター主事の社会教育主事講習の年 1 名受講	・連絡等にあたるセンター (旧市町に 1 か所：計 4 か所) に「社会教育指導員」を配置し、社会教育や地域づくりに関する指導・助言を行う。 ・補助執行により市長部局の職員がコミュニティセンターにおける社会教育を担当 (H30 視察時)	・社会教育を (市長部局で) 推進していく体制づくり (例) ・市長部局が所管する場合の教育委員会の関わり・連携 [再掲] ・県の派遣社会教育主事の市長部局への配置 ・社会教育委員 (の会) との連携	・社会教育主事等の資格取得に向けた有効策の検討 ・市長部局での社会教育の推進は難しいのでは ・公民館が関わる研修は必要 ・まちづくりの関わる研修は大事 →これまでのまちづくり委員会の研修は？
② 公民館の調整機能連絡体制	各館 公民館運営推進委員会 自治区 公民館連絡会 全市 公民館連絡協議会	各館 連絡会議 (任意形態) 全市 所長会 (年 1~2 回) 主事会 (年 5 回)	各館 センター運営協議会 旧市町 センター地区連絡会 全市 センター連絡協議会	・現在の連絡体制 ・新しい公民館を評価検証し、サポートする全市組織	
③ 公民館職員の育成	・各種研修会 (県西部社会教育研修センター主催、市主催など) への参加 ・社会教育主事の資格取得を支援 [再掲]	・センター主事の社会教育主事講習の年 1 名受講 [再掲] ・地域づくり推進課主催の地域づくり研修の実施 (基礎講座、ファシリテーター研修、プランニング研修など)	・教育委員会は、県公民館連合会に加盟し、センター職員に対して研修・情報交換の機会を提供	・公民館職員の育成方法 (例) ・社会教育主事及び社会教育士の取得を支援する制度の整備 ・まちづくりに関する研修会への計画的参加	・公民館職員の育成は大事 ・社会教育主事の有資格者の全国公募の検討
④ 保険加入	公民館保険に市が加入	公民館保険に市が加入	公民館保険に市が加入	・保険加入	・公民館保険 (または同程度の保険) の継続

今後のスケジュール（予定）

コミュニティセンター化検討部会		条例検討委員会	
回数	日時・場所	回数	日時・場所
第1回	令和元年 11月5日(火)14:40~15:30 市役所4階 講堂	第1回	令和元年 11月5日(火)13:30~14:30 市役所4階 講堂
第2回	11月20日(水)18:30~20:30 市役所4階 講堂	第2回	11月20日(水)18:30~20:30 市役所4階 講堂
第3回	11月29日(金)13:30~15:30 市役所4階 講堂	—	—
公民館のコミュニティセンター化に係る先進地視察 12月19日(木) 周南市			
第4回	12月23日(月)13:30~15:30 市役所4階 講堂	第3回	12月25日(水)18:30~20:30 市役所4階 講堂 部会報告
第5回	令和2年 1月22日(水)16:00~18:00 市役所4階 講堂	第4回	令和2年 1月22日(水)18:30~20:30 市役所4階 講堂
協働まちづくりフォーラム 2月11日(火・祝) いわみーる			
第6回	2月21日(金)午後 場所未定	—	—
第7回	3月19日(木)13:30~15:30 市役所4階 講堂	第5回	3月下旬 部会報告
第8回	4月下旬	第6回	4月下旬
第9回	5月下旬〔検討結果報告書〕	第7回	5月下旬 部会報告
—	—	第8回	7月中旬
第10回	9月下旬	第9回	8月上旬
第11回	11月上旬	第10回	11月上旬